

**指定訪問介護
重要事項説明書**

1 ヘルパーステーション 蘭 の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ヘルパーステーション 蘭
所在地	青森県三戸郡階上町蒼前西6丁目9-1275
電話番号	0178-38-5726
FAX番号	0178-38-5727
事業所番号	指定事業所番号 0272702044
	階上町 八戸市 洋野

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

☐ 第三者評価の実施の有無・・・(無)

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		あり	1名	介護従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		あり	1名	利用調整・技術指導 入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
介護従事者	・介護福祉士	8名	4名	なし	12名	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
	介護福祉士実務者研修	1名			1名	
	・介護職員初任者研修	2名	2名		4名	
合 計		12名	6名	—	18名	—
勤務の体制		営業時間		8:00～18:00		
		サービス提供時間		0:00～24:00		

(3) サービス提供時間

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～20:00	深夜 22:00～6:00
--	---------------------	-----------------	-------------------	------------------

平 日	○	○	○	○
土、日曜日	○	○	○	○
休業日	なし			

※サービス提供時間帯で料金が異なります。

※必要に応じ深夜のサービス提供を行います。

2 当事業所の訪問介護及び介護予防訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

- ①指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行う。
- ②事業者自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ④指定訪問介護の提供に当たる従業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥指定訪問介護は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(2) 訪問介護の実施概要等

事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	採用時研修 採用後 6 か月以内 継続研修 年 6 回
サービスマニュアル	サービスマニュアルに沿った適切なサービスを提供します

3 サービスの内容

(1) 訪問介護（要介護1～5の方）

①身体介護

- ・食事介護……食事状況の把握、誤嚥防止、食事の介助
- ・入浴介護……浴室にて入浴介助、全身浴、半身浴（手浴・足浴・陰部浴）
- ・清拭……全身清拭、半身清拭、陰部清拭
- ・排泄介護……トイレ誘導、ポータブルトイレ誘導、オムツ交換
- ・通院介護……病院への介助

②生活援助

- ・買物……日常生活に必要となる物の買物を行います
- ・調理……嗜好・栄養バランスを考え、適切な食事を作る
- ・洗濯……利用者の衣類などの洗濯
- ・掃除……利用者の生活スペースの掃除
- ・投薬受取……病院から薬を受取り届ける

4 利用料金

(1) 利用料

①訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【1割負担の場合】

	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上1時間30分未満	以降30分毎
身体介護 中心 (同一)	163円	244円	387円	567円	82円加算
生活援助 中心 (同一)	25分以上 45分未満 179円	45分以上 220円			
介護処遇改善加算	利用料金合計×				
初回加算	200円				

【2割負担の場合】

	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	以降30分毎
身体介護	326円	488円	774円	1134円	164円加算

中 心 (同一)					
生活援助 中 心 (同一)	25 分以上 45 分未満 358 円	45 分以上 440 円			
介護処遇改善加算	利用料金合計×				
初回加算	400 円				

【3 割負担の場合】

	20 分未満	20 分～30 分未 満	30 分～1 時間 未満	1 時間～1 時間 30 分未満	以降 30 分毎
身体介護 中 心 (同一)	489 円	672 円	1161 円	1701 円	246 加算
生活援助 中 心 (同一)	25 分以上 45 分未満 537 円	45 分以上 660 円			
介護処遇改善加算	利用料金合計×				
初回加算	600 円				

【処遇改善加算（Ⅰ）】

月の利用料金 24.5% を掛けた額が料金に加算に変更になります。

- ※ 基本料金に対してサービスの提供時間が早朝（午前 6 時～午後 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯のときは 25% 増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）帯は 50% 増しとなります。
- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ※ やむを得ない場合で、お客様の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

（2）その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払い方法

毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、毎月 27 日迄にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、2通りの中から自由に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）又は介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様の都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様が亡くなられた場合

エ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

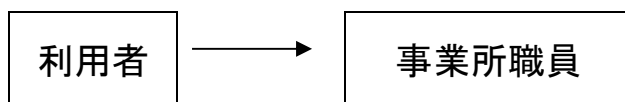
担当者 斎藤 絵美子

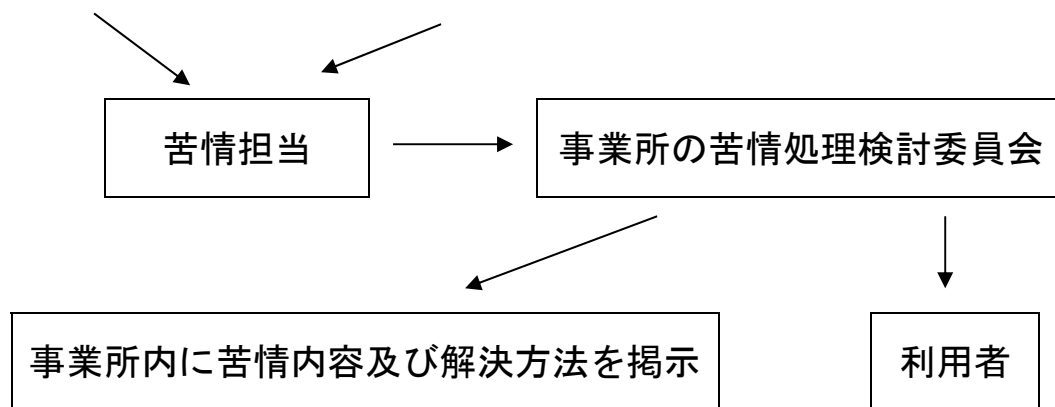
電話 0178-79-3910 F A X 0178-79-3910

受付日 年中

受付時間 午前 8時00分～午後 5時

(2) 苦情処理体制





(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村、及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 階上町健康福祉課 0178-88-2115

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

9 秘密の保持について

(1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

- (2) 当事業所の従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。
- (4) 当事業所においては、記録した書類等を5年間保存する事とする。

同意書

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明し交付しました。

事業所

所在地 青森県三戸郡階上町蒼前西6丁目9-1275

名 称 ヘルパーステーション 蘭

説明者氏名 斎藤 絵美子

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、令和 年 月 日に交付を受けました。

利用者

住 所

氏 名



(代理人) 住 所

氏 名



ヘルパーステーション 蘭

重要事項説明書

合同会社 幸凜

